

# 赤穂市 子ども・子育て支援事業計画

平成 30・31 年度見直し計画  
(第 5 章 事業の実施目標)

平成 30 年 3 月

赤 穂 市

# 目次

第5章 事業の実施目標.....	1
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	1
2. 児童人口推計 .....	3
3. 新制度における事業の体系 .....	4
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	5
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	6

## 第5章 中間年の見直しによる事業の実施目標

### 1. 計画の見直しについて

赤穂市では「こども・家庭・地域を育む子育て応援都市・あこう」の下に、「子どもに最善の利益が実現される社会をめざす」との考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指して平成27年3月に「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、計画期間の中間年にあたり、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針により、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」の見直しを実施しました。

学校教育・保育の量の見込みと確保方策については、平成27年度からの3年間の実績値を基に、実際の利用状況等を踏まえた見直しを行いました。また、地域子ども・子育て支援事業についても、量の見込みと確保方策を中心に見直しを行い、赤穂市子ども・子育て支援事業計画（平成30・31年度見直し計画）を策定しました。

## 2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

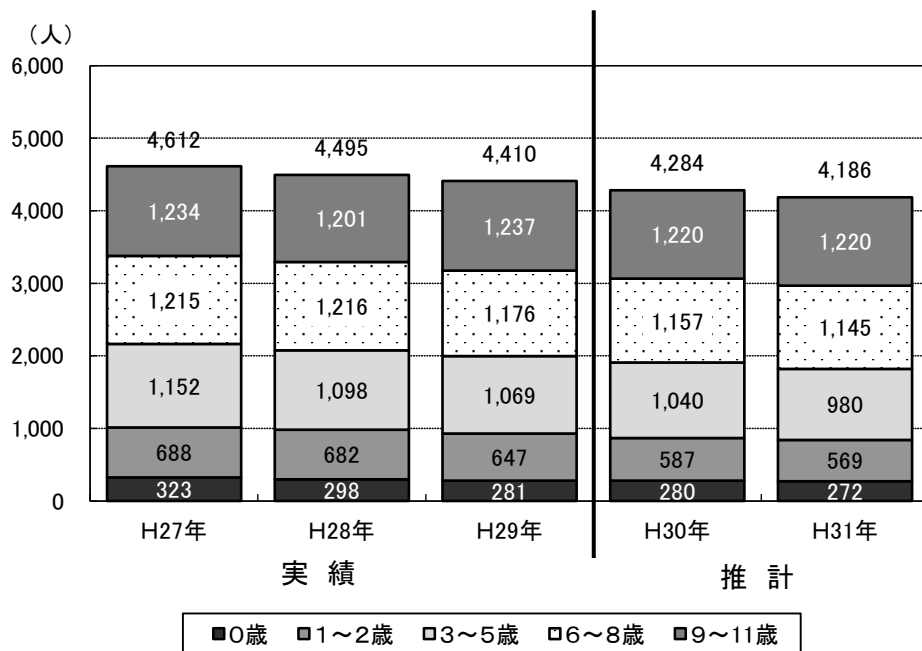
本市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



### 3. 児童人口推計

平成 30・31 年度の児童数については、平成 29 年 3 月末の「赤穂市年齢別人口統計表」により 0～9 歳の児童をそのままスライドして算出しています。また、平成 30 年度の 0 歳と 1 歳及び平成 31 年度の 0 歳については、過去 5 年間に係る 0 歳児の増減率の平均 0.97 を算出し、前年の 0 歳児数に乗ずることにより算出しています。

【児童人口推計】



区分	当初計画 (A)		見直し後 (B)		差引 (B-A)	
	30年度	31年度	30年度	31年度	30年度	31年度
0歳	302人	295人	280人	272人	△22人	△23人
1歳	320人	311人	289人	280人	△31人	△31人
2歳	334人	324人	298人	289人	△36人	△35人
3歳	352人	338人	335人	298人	△17人	△40人
4歳	361人	355人	347人	335人	△14人	△20人
5歳	395人	360人	358人	347人	△37人	△13人
6歳	375人	392人	370人	358人	△5人	△34人
7歳	413人	376人	370人	370人	△43人	△6人
8歳	384人	411人	417人	417人	33人	6人
9歳	425人	386人	376人	376人	△49人	△10人
10歳	418人	427人	423人	423人	5人	△4人
11歳	392人	417人	421人	421人	29人	4人
計	4,471人	4,392人	4,284人	4,186人	△187人	△206人

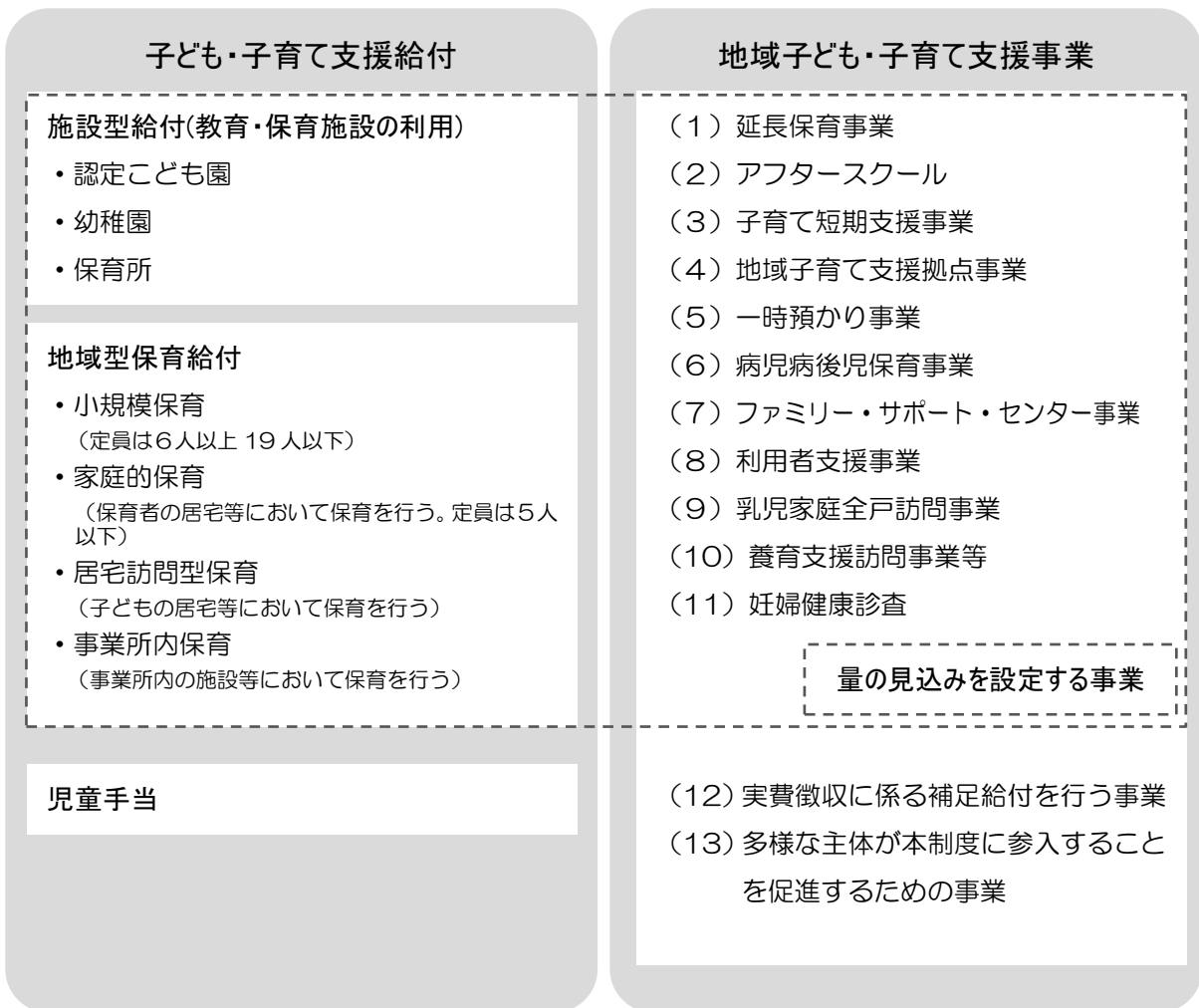
## 4. 新制度における事業の体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業定められており、その 13 事業は交付金の対象となります。

### ■子育て支援の「給付」と事業の全体像



## 5. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

### ●事業概要●

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業所内保育）のことをさします。

### ■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

### 量の見込みと確保方策

平成27年度から私立あけぼの幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行し、平成28年度には、あおぞら保育園が開園したことにより、市内の教育・保育施設は公立幼稚園10か所、公立保育所6か所、私立保育園1か所、認定こども園1か所でサービスを提供します。

本市では、幼稚園へのニーズが高く、1号認定、2号認定の教育ニーズで平成27年度から不足が生じますが、平成30年度の公立幼稚園3歳児保育の開始、また定員の見直しを行うことで量の見込みの確保をめざします。

2号認定、3号認定の保育ニーズは現在の提供体制で不足は生じないものとします。

なお、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）について、市内での実施を検討する事業所がある場合、保育ニーズの状況を踏まえて整備を検討します。

単位：人／年

	区分	量の見込み・確保内容(利用定員総数)			
		当初計画		見直し後	
		H30	H31	H30	H31
1号認定(認定こども園および幼稚園) (3~5歳)	①量の見込み	620	589	620	589
	②確保内容	523	589	548	635
	過不足(②-①)	▲97	0	▲72	46

単位：人／年

	区分	量の見込み・確保内容(利用定員総数)			
		当初計画		見直し後	
		H30	H31	H30	H31
2号認定 教育ニーズ：幼稚園 保育ニーズ：認定こども園、保育所 (3～5歳)	(教育ニーズ) ①量の見込み	267	254	267	254
	②確保内容	231	254	241	204
	過不足(②-①)	▲36	0	▲26	▲50
	(保育ニーズ) ①量の見込み	184	175	184	175
	②確保内容	184	175	200	192
	過不足(②-①)	0	0	16	17
	3号認定(認定こども園および保育所 +地域型保育) (0～2歳)	①量の見込み(0歳)	55	54	55
①量の見込み(1、2歳)	155	150	155	150	
②確保内容	210	204	210	204	
過不足(②-①)	0	0	0	0	

## 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 延長保育事業

#### ● 事業概要 ●

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

#### 量の見込みと確保方策

延長保育事業については、すべての保育所で実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人／年

		量の見込み・確保内容				
		当初計画		見直し後		
		H30	H31	H30	H31	
延長保 育事業	①量の見込み	155	149	100	100	
	②確保 内容	実人数	155	149	100	100
		施設数(か所)	6	6	8	8
	過不足(②-①)	0	0	0	0	



## (2) アフタースクール（放課後児童健全育成事業）

### ●事業概要●

労働等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後に小学校の余  
裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業で  
す。

### 量の見込みと確保方策

平成 27 年度より対象児童が6年生まで拡大されたこともあり、利用者は年々増加傾向  
にあります。

平成 30 年度では市内 10 小学校区のうち、9小学校区（計 12 か所）の実施となりま  
すが、計画最終年度までにすべての小学校区での実施をめざし、確保体制を整備すると  
ともに、児童の安全な居場所を提供します。

単位：人／年

			量の見込み・確保内容			
			当初計画		見直し後	
			H30	H31	H30	H31
アフター スクール	① 量の 見込み	1～3 年生	218	219	341	397
		4～6 年生	158	157	65	76
	② 確保 内容	1～3 年生	218	219	341	397
		4～6 年生	158	157	65	76
		施設数(か所)	12	14	12	13
	過不足 (②-①)	1～3 年生	0	0	0	0
		4～6 年生	0	0	0	0

### (3) 子育て短期支援事業

#### ●事業概要●

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

#### 量の見込みと確保方策

市内1か所（さくらこども学園）、西播磨地域4か所で実施しており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

		量の見込み・確保内容				
		当初計画		見直し後		
		H30	H31	H30	H31	
子育て短期支援事業	①量の見込み		7	6	30	30
	②確保内容	延べ人数	7	6	30	30
		施設数(か所)	5	5	5	5
	過不足(②-①)		0	0	0	0

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### ●事業概要●

地域において乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

#### 量の見込みと確保方策

子育て学習センターでは、子育て中の親が地域の中で交流を深めながら、いきいきと子育てができるよう支援するとともに、需要に対して供給可能な体制を整備・維持していきます。

単位：人日／月

		量の見込み・確保内容				
		当初計画		見直し後		
		H30	H31	H30	H31	
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み		538	523	735	723
	②確保内容	延べ人数	538	523	735	723
		施設数(か所)	1	1	1	1
	過不足(②-①)		0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

●事業概要●

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みと確保方策

幼稚園在園者の一時預かりは、すべての幼稚園、認定こども園で実施します。平成31年度まで不足が生じますが、公立幼稚園において3歳児保育を平成30年度から開始し、量の見込みの確保をめざします。

また、それ以外の一時預かりは保育所4か所、ファミリー・サポート・センター及びすこやかセンター内乳幼児一時預かりで実施し、供給体制を整備・維持していきます。

単位：人日／年

	区分		量の見込み・確保内容			
			当初計画		見直し後	
			H30	H31	H30	H31
幼稚園在園者(1号認定、2号認定) (3~5歳)	①量の 見込み	1号認定	5,362	5,096	49,356	49,673
		2号認定	70,439	66,942	0	0
	②確保内容		71,801	72,038	45,356	45,673
	施設数(か所)		11	11	11	11
	過不足(②-①)		▲4,000	0	▲4,000	▲4,000
上記以外 (0~5歳)	①量の見込み		14,532	14,017	4,000	4,000
	②確保 内容	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	10,800	10,800	2,500	2,500
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	3,732	3,217	1,500	1,500
	過不足(②-①)		0	0	0	0

## (6) 病児病後児保育事業

### ● 事業概要 ●

病児病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### 量の見込みと確保方策

病児病後児保育事業については、多くのニーズが算出されましたが、市内に提供事業所がないことから、病児病後児保育施設の整備について方向性を検討し、平成 30 年度に提供体制を確保することをめざします。

単位：人日／年

		量の見込み・確保内容				
		当初計画		見直し後		
		H30	H31	H30	H31	
病児病後児保育事業	①量の見込み	607	583	607	583	
	②確保内容	延べ人数	607	583	607	583
		施設数(か所)	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### ●事業概要●

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

市内1か所で実施しており、今後も提供会員の確保や依頼内容への柔軟な対応に努め、量の見込みを確保します。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

			量の見込み・確保内容			
			当初計画		見直し後	
			H30	H31	H30	H31
ファミリー・サポート・センター事業	① 量の 見込み	1～3年生	720	725	720	725
		4～6年生	1,169	1,164	500	500
	② 確保 内容	1～3年生	720	725	720	725
		4～6年生	1,169	1,164	500	500
	過不足(②-①)		0	0	0	0

## (8) 利用者支援事業

### ● 事業概要 ●

市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

また、保健センターで、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

### 量の見込みと確保方策

特定型の利用者支援事業については、子育てに関する相談により柔軟に対応できるよう、市役所の子育て支援担当窓口を総合相談窓口として、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて、計画期間を通じて1か所を確保します。

また、平成30年度から保健センターにおいて、赤穂市子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から支援を行う母子保健型の利用者支援事業を新たに開始します。

単位：か所

		量の見込み・確保内容			
		当初計画		見直し後	
		H30	H31	H30	H31
利用者 支援事業	①量の見込み	1	1	2	2
	②確保の内容	1	1	2	2
	過不足(②-①)	0	0	0	0

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

### ●事業概要●

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

生後4か月までの乳児に対し、保健師や子育て応援隊が訪問し、育児不安の早期発見につなげます。

		量の見込み・確保内容			
		当初計画		見直し後	
		H28	H29	H30	H31
乳児家庭 全戸訪問 事業	量の見込み(人/年)	302	295	280	272
	確保の内容	[実施体制] 13人 [実施機関] 直営 [検査項目] 身体測定等 [実施時期] 通年			

## (10) 養育支援訪問事業等

### ●事業概要●

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 量の見込みと確保方策

支援が必要な子どもや家庭に対し適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え事業内容を周知します。

		量の見込み・確保内容			
		当初計画		見直し後	
		H30	H31	H30	H31
養育支援 訪問事業 等	量の見込み(人/年)	25	25	45	45
	確保の内容	[実施体制] 4人 [実施機関] 直営		[実施体制] 6人 [実施機関] 直営	

## (11) 妊婦健康診査

### ●事業概要●

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 量の見込みと確保方策

妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦の受診をめざして実施体制を整え事業内容を周知します。また、妊婦健康診査費にかかる費用の助成を行うことにより、必要な健診を受診できるようにします。

		量の見込み・確保内容			
		当初計画		見直し後	
		H30	H31	H30	H31
妊婦健康診査	量の見込み(人/年)	528	509	482	468
	確保の内容	[実施場所] 医療機関等 3か所 [実施体制] 2人 [検査項目] 基本的な健康診査(問診、診察、計測等) 必要に応じた医学的な検査(超音波検査以外) [実施時期] 通年 妊娠初期より妊娠 23 週まで: 4週間に1回 妊娠 24 週より妊娠 35 週まで: 2週間に1回 妊娠 36 週以降分娩まで: 1週間に1回			

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。



---

## 赤穂市子ども・子育て支援事業計画

(平成 30・31 年度見直し計画)

発行年月 : 平成 30 年 3 月

編集・発行 : 赤穂市健康福祉部子育て健康課

住 所 : 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

T E L : 0791-43-6808      F A X : 0791-43-6892